

1. 目次

【1】【IP ePlat】4月新規コンテンツリリースのお知らせ (INPIT)

■ イベント情報 ■

【2】「いんぴっと ONE」第6回セミナー・交流会「中小企業が知っておくべきマーケティング・ブランディング×知財(仮)」のご案内 (INPIT)

【3】中小・スタートアップ企業による IP ランドスケープ実践セミナーのご案内 (INPIT)

【4】「(上級) 特許調査研修(審査官の視点に近づこう!)(第1回)」受講者募集! (INPIT)

■

【5】【知財コラム】 パテントGO!

「国際商標登録出願ー非ラテン言語の壁」

日本弁理士会中国会 弁理士 久保 雅裕

■

2. 内容

【1】【IP ePlat】4月新規コンテンツリリースのお知らせ (INPIT)

INPIT ((独) 工業所有権情報・研修館) より、e-ラーニングサイト「IP ePlat」の4月新規コンテンツリリースのお知らせです。

●～落とし穴にはまらないために～ 海外展開における知財のエッセンス

本動画は初めての海外展開を目指す企業等の皆さまを対象に、海外展開においてこれだけは知っておいていただきたいという知的財産のエッセンスをご紹介します。是非ご視聴ください。

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

https://www.inpit.go.jp/jinzai/topic/info_20250409.html

この他にも IP ePlat ではビジネスに役立つ学習コンテンツを豊富に取り揃えておりますので、併せてご視聴ください。

【IP ePlat】トップページ: <https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/>

■ イベント情報 ■

イベント情報については、以下の中国地域知的財産戦略本部 HP のイベントカレンダーを随時更新しておりますので、こちらもご活用ください。

▽中国地域知的財産戦略本部 HP イベントカレンダー▽

<https://www.chugoku.meti.go.jp/chizai/event/index.html>

【2】「いんぴっと ONE」第6回セミナー・交流会「中小企業が知っておくべき
マーケティング・ブランディング×知財(仮)」のご案内 (INPIT)

INPITが運営する「いんぴっと ONE」では、毎月セミナーを開催し、知的財産を自身の強みに変えていただけるようお役立ち情報を発信するとともに、3か月に一度、交流会を開催して参加者がリアルに交流できる場を提供しています。
6回目は、セミナー・交流会を以下のとおり開催しますので、ぜひご参加ください！

【開催日時】5/23(金) 16:00～18:30 【申込締切】5/22(木) 17:00

【開催方法】ハイブリッド（会場＋オンライン）

【会 場】Blooming Camp（大阪市北区大深町6番38号 グラングリーン大阪
北館3階 さくらインターネット）

【定 員】会場40名、オンライン200名

【登壇者】iCraft 法律事務所 内田 誠 弁護士・弁理士

株式会社オーケーエム 執行役員 生産統括本部長 仙波 直一 氏

平安伸銅工業株式会社 常務取締役 竹内 一紘 氏

木全崇仁事務所 マーケティングコンサルタント 木全 崇仁 氏

【参加費】無料（要事前申込）

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://inpitone.inpit.go.jp/seminar/301/>

【3】中小・スタートアップ企業による IP ランドスケープ実践セミナーのご案内
(INPIT)

INPITでは、IP ランドスケープの普及を目的として、市場や事業の情報に、知財情報も組み合わせて事業判断・経営戦略に活用いただく「IP ランドスケープ支援事業」を実施しており、令和6年度には約100件の支援を行いました。

この度、本事業で支援した企業および調査を担当した専門家をお招きし、申請段階からヒアリング・報告会、支援終了後までを振り返っていただきながら、取り組みのポイント・有効な活用方法をパネルディスカッション形式でご紹介いただく「IP ランドスケープ実践セミナー」を開催します。

特許権などの知的財産と聞くと、自社の技術やデザインを守る「権利」、交渉を優位に進める「カード」というイメージを持たれる方も多いのではないのでしょうか。知的財産にはこうした側面に加え、企業にとっては秘匿しておきたい最先端の技術や研究開発内容などが開示されている技術文献という側面もあります。

本セミナーでは、IP ランドスケープを通じて見出された、業界や技術動向を踏まえた自社のポジションを開発計画や仕様の詳細化に活用した事例、自社技術の独自性の高さを資金調達アプローチに活用した事例を取り上げて、その魅力や取り組みのポイントについて解説します。

【開催日時】 5/20(火) 12:00～12:45 <DAY1：中小企業編>

5/21(水) 12:00～12:45 <DAY2：スタートアップ編>

【開催方法】 オンライン（CISCO WebEX 使用）

【受講料】 無料

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ipl/seminar/20250430.html>

【4】「(上級) 特許調査研修(審査官の視点に近づこう!)(第1回)」受講者募集!
(INPIT)

本研修では、特許庁審査官 0B の弁理士を講師に迎え、効果、効率的な先行技術調査手法や、特許審査官が進歩性をどのように判断するのか等を学習いただくことにより、より品質の高い特許願書を作成する力、強くて広い特許権を取得するための特許調査の技術の向上を目指します。

ぜひ、この機会にお申し込みください！

【研修期間】 6/16(月)～17日(火)・6/19(木)～20(金)（4日間）

【申込締切】 5/20(火) 17:00(各分野で定員に達し次第、それぞれ締め切ります。)

【研修会場】 6/16(月)～17(火)の座学はオンラインにて実施（Zoom 使用）

6/19(木)～20(金)の調査実習は下記の会場にて実施

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）VDT 教室

（東京都千代田区霞が関 3-8-1 虎ノ門ダイビルイースト 7 階）

【定 員】 機械・装置、化学(高分子)、電気・電子 各 10 名

（各分野定員に達し次第、その分野の募集を締め切ります）

【受講料】 43,000 円（消費税込）

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://www.inpit.go.jp/jinzai/kensyu/expert/jyou/index.html>

■ ■
【6】【知財コラム】 パテント G O !

企業や個人の皆様が「知的財産」に対する興味・関心を持つとともに、知識を深めるきっかけにさせていただくことを目的に、「知的財産」に関するコラムの連載を

しています。最前線でご活躍される弁理士の方々によるホットな情報をお届けしていますので、お楽しみください。

（日本弁理士会 中国会 <<https://www.jpaa-chugoku.jp/>> にご協力いただき、月 1 回配信予定です。）

* * * * *

■ □ ■ □	-----
□ ■ □	「国際商標登録出願－非ラテン言語の壁」
■ □	-----
	日本弁理士会中国会 弁理士 久保 雅裕

このところの話題といえば、何ととってもトランプ関税である。目的は、アメリカの製造業回帰にあるという。製造業労働者重視の政策なのだろう。昨今の中国の台頭を思えば、製造業回帰の発想は至極全うであるとも思える。これほどのものをリーズナブルな輸出外貨価格で提供される商品の例を垣間見ると、独裁経済下の中国元の為替コントロールは他国には不可能なのだから、関税以外の他に政策手段があるようにも思えない。米国はこれまでどおりにじゃんじゃンドル紙幣を刷って、世界から中国から物を輸入すればいいという向きもあろうが、それでは、米国の、共和党の支持者は救われないということであろう。金融資本主義から産業資本主義への回帰の動きともいえる。実際、中国の世界のプレゼンスは、知財分野でも顕著である。出願件数の伸びは他国を圧倒するものがあり、その勢いを駆ってマドプロ商標出願においても、中国語を英仏西の公式言語へ加えるという提案が出され、要する予算に比べ、公式言語の追加による中国語マドプロ出願の増加見込みのプロコンから、趨勢として中国語・露語・アラビア語の公式言語化は目前と断言している。非ラテン文字言語への指定国官庁の新言語対応が必要であるが、国際事務局は、新言語を採用する出願のコミュニケーションには機械翻訳の提供で足りるし、それ以上の負担は不可能とする方針を提示する。このところ AI による翻訳精度の向上は目まぐるしいが、機械翻訳では不十分と異となえるのが日本特許庁である。これら非ラテン文字言語は、日本特許庁はなじみがなく、審理に支障があり、機械翻訳は信頼できないと言う。日本語の公式言語化も機械翻訳（日本語）では指定国官庁には無理であろうと自認されているのだろう。日本特許庁は非ラテン文字言語の通信は受けつけないことになる。反射的にせつかく日本語を出願言語としても、日本語（漢字・かな・カナ）表記の商標はおいて行かれることになる。一方、農林水産省が主管とする地理的表示

（GI）は、二国間協定によって、日本語表示・翻訳語表示・表音（読み）表示も保護対象とするように協議されるのが一般的という。したがって、商標と GI との比較では「勝負あった」ということになるが、GI の表示スコープは狭く、商流の下流製品の保護には及ばないものである。そこに商標の活路があるのだが、「タ張メロン」「神戸牛」のように日本語表記も保護の対象にすべき場合に、ラテン文字商標では権利範囲が公衆に公示されていないという弱みがある。指定国官庁において、非ラテン文字言語の表示が不可能な商標システムが採用されている場合には、例えば、図形商標として「日本語標準文字商標」を公示する代替策もマド

本メールサービスの内容等に対するお問合せ、ご意見、ご要望、また本メールサービスの配信の希望、中止及び配信先の変更等はこちらへお願いします。

[illegible]